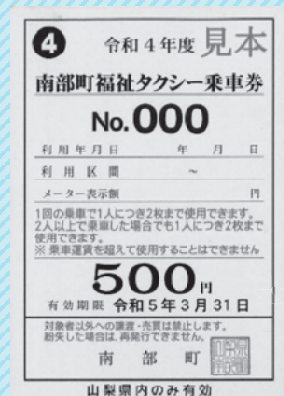


令和4年度

南部町 福祉タクシー券



タクシー券とは？

タクシーに乗車する際、利用できるチケットです。

交付申請は無料です

山梨県タクシー協会に加盟しているタクシー会社で利用できます。※1

※1 個別に協定を結んでいる事業所でも利用できます。詳しくはお問合せください。

交付枚数 1枚**500円分** ひと月当たり4枚計算とし、最大で**48枚**交付

対象者 **75歳以上**の方※2 ※3 / **70歳以上のみの世帯**の方※2 ※3
身体障害者手帳**1～3級**・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方
※3

※2 R5.3月末までにこの年齢に達する方が対象となります。

※3 自動車税の減免や燃料費の助成を受けている方は対象外です。
施設入所中の方には交付できません。

利用方法 1回の乗車につき1人**最大2枚**までご利用できます。※4
複数人数で同乗した場合は、**乗車人数×2枚分**ご利用できます。※4
※4 乗車運賃を超えて利用することはできません。

申請書類 申請書（下記窓口に申請書の用意があります）
本人確認ができる書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）

諸注意 対象者本人以外が申請される場合は、申請時に対象者本人の本人確認書類（写しでも可）をご提出ください。

利用可能期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

下記の窓口で、**3月30日（水）**から申請を受け付けています！
お問合わせについては福祉保健課までお願いいたします。

申請
お問合せ



南部町役場 分庁舎**1F** 福祉保健課 | 本庁舎**1F** 住民課 | 万沢支所
(主担当課) 福祉保健課 TEL : 0556-64-4836 FAX : 0556-64-3116